



JAL、国際貨物の燃油サーチャージテーブルの改定

2016年8月5日

第16118号

JALは、2016年10月1日から適用となる、日本発国際貨物燃油サーチャージのテーブルを変更します。現行制度導入から10年が経過する中、新たなテーブルへ変更することで、より実情に適した制度にまいります。

新貨物燃油サーチャージテーブル

(表示価格は貨物1kgあたり)

燃油指標価格 (米ドル/バレル)	貨物燃油サーチャージ額		
	①遠距離路線 米州・欧州地区宛(アフリカ、 中近東宛を含む)	②アジア遠距離路線 (①、③以外)	③アジア近距離路線 香港、中国、フィリピン、台湾、 韓国、グアム
125.00以上130.00未満	¥84	¥42	¥42
120.00以上125.00未満	¥78	¥39	¥39
115.00以上120.00未満	¥72	¥36	¥36
110.00以上115.00未満	¥66	¥33	¥33
105.00以上110.00未満	¥60	¥30	¥30
100.00以上105.00未満	¥54	¥27	¥27
95.00以上100.00未満	¥48	¥24	¥24
90.00以上95.00未満	¥42	¥21	¥21
85.00以上90.00未満	¥36	¥18	¥18
80.00以上85.00未満	¥30	¥15	¥15
75.00以上80.00未満	¥24	¥12	¥12
70.00以上75.00未満	¥18	¥9	¥9
65.00以上70.00未満	¥12	¥6	¥6
60.00以上65.00未満	¥6	¥3	¥3
60.00未満	適用なし		

また、従来どおりサーチャージの改定時期は年12回(毎月)とし、各月の貨物燃油サーチャージ額は「シンガポールで取引されるジェット燃油(ケロシン)価格の前々月の平均値」を燃油指標価格として決定します。

なお、貨物燃油サーチャージ額適用にあたっては、国土交通省への申請、認可取得が前提となります。

JALは引き続き自助努力を行いながら、安定的な貨物輸送サービスの提供に努めてまいります。

以上